令和５年第８回小野町農業委員会臨時会次第

議　事　日　程

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和５年１１月２０日（月）午後２時００分

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　小野町役場分庁舎　講堂

日程第１　議事録署名人の指名について

日程第２　議案第８号　農地法第５条の規定による許可申請について

日程第３　議案第９号　旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づく農用地利用

　　　　　　　　　　　集積計画に対する意見決定について

────────────────────────────────────────────

出席委員（９名）

　　　１番　矢　吹　高　德　　　　　　　　　　３番　今　泉　隆　男

　　　４番　横　田　清　一　　　　　　　　　　５番　國府田　　　孝

　　　６番　羽　生　洋　市　　　　　　　　　　９番　宗　像　　　智

　　１０番　渡　邊　佳　子　　　　　　　　　１１番　小　野　　　勲

　　１８番　郡　司　正　春

欠席委員（３名）

　　　２番　吉　田　　　誠　　　　　　　　　　７番　佐　藤　秀　洋

　　　８番　先　﨑　善　次

────────────────────────────────────────────

事務局職員出席者

　　事　務　局　長　　鈴　木　　　稔

　　事務局次長　　照　山　　　真

　　主　　　　　事　　遠　藤　優　香

|  |  |
| --- | --- |
| 議長 | （宗像　智）　定刻になりました。ただいまから令和５年度小野町農業委員会第８回臨時会を開会いたします。 |
|  | 開会　　午後　２時００分 |
| 会長 | （宗像　智）　初めに、今月初めまでは真夏日があったことも多いんですが、このところ急に寒くなりまして、皆様には体調を崩さないように、何とぞ体調管理のほうよろしくお願いいたします。そんなわけで、この急に寒くなったということで、農作業等も急に進んだような気がします。　では、本日の臨時会を開会いたします。 |
|  |  |
| 議長 | （宗像　智）　ただいまの出席委員は７名であります。会議規則第１１条の規定数に達しており、会議は成立いたしました。　なお、８番、先﨑善次委員、２番、吉田誠委員、７番、佐藤秀洋委員が所用により欠席する旨の届出がありました。　また、本日の本会議は、２名の農地利用最適化推進委員が出席しておりますことをご報告申し上げます。　それでは、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、さきに配付したとおりでございます。　なお、本日開催されました第４回役員会において協議しました結果、会期は本日限りとし、採決の方法につきましては、会議規則第２２条の規定により、議案第８号から９号までの２議案については、簡易採決にすることと決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。 |
|  |  |
|  | 「異議なし」の声多数 |
| 議長 | （宗像　智）　異議なしと認めます。 |
| 議長 | （宗像　智）　続きまして、議事録署名人の指名を行います。本臨時会の議事録署名人は、会議規則第２５条の規定により議長において、３番、今泉隆男委員、４番、横田清一委員を指名いたします。よろしくお願いします。 |
|  |  |
| 議長 | （宗像　智）　それでは、議案第８号　農地法第５条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局に朗読させます。事務局。 |
|  |  |
| 事務局長 | （鈴木　稔）　議長。 |
|  |  |
| 議長 | （宗像　智）　鈴木事務局長。 |
|  |  |
| 事務局長 | （鈴木　稔）　事務局長。それでは、お手元に配付の議案書１ページに基づきまして、説明させていただきます。　議案第８号　農地法第５条の規定による許可申請について。農地法第５条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。　受付１番、権利の種類及び設定移転の別でございますが、所有権移転でございます。土地の所在ですが、大字皮籠石字北ノ内１８８番１外１筆であります。こちら地目につきましては、２筆ともに現況、公簿とも田となっております。面積は２筆合わせまして９２４㎡であります。譲渡人、大字皮籠石字北ノ内１１８番地、先崎進、譲受人、大阪府大阪市中央区道修一丁目４番６号、株式会社ＥＳ－ＭＩＲＡＩ、代表取締役、木下公貴。形態は転用でございます。用途は太陽光発電施設の設置でありまして、施設は太陽光発電施設であります。申請の事由につきましては、議案書記載のとおりでございます。　続きまして、受付２番、権利の種類及び移転設定の別でございますが、こちらは使用貸借権の設定でございます。土地の所在は、大字小野赤沼字作入３番、地目につきましては、現況、公簿とも畑であります。面積が４７２㎡。設定人は、大字小野赤沼字入房内９９番地、会田邦市、非設定人が、大字小野赤沼字入房内９９番地、会田育男、会田はづきの両名になります。形態につきましては転用、用途が一般住宅敷地でありまして、施設は一般住宅ということでございます。申請の事由につきましては、議案書記載のとおりでございます。　令和５年１１月２０日提出、小野町農業委員会会長、宗像智。　以上でございます。 |
|  |  |
| 議長 | （宗像　智）　それでは、受付１番について、関係委員の説明を求めます。 |
|  |  |
| １８番 | （先﨑善次）　議長。 |
|  |  |
| 議長 | （宗像　智）　１８番、郡司正春委員。 |
|  |  |
| １８番 | （郡司正春）　１８番。受付１番について。先﨑善次委員が所用により欠席のため、私のほうから一括して説明いたします。　１１月９日に現地の確認をいたしました。申請地の場所は、小野田母神線を皮籠石方面に向かいまして、進行方向左手に関東エラストマーという会社がありまして、その周辺でございます。　申請事由は、譲受人は、環境にやさしい再生エネルギーの普及事業の　　により、申請地は現在休耕している状況。太陽光発電施設設置の条件を満たしており、譲渡人から事業への　　　と承諾を得たため、今回の申請に至りました。　詳細につきましても、引き続き説明申し上げます。　権利の種類及び権利の設定、移転の別は所有権の移転です。　土砂の流出等の災害を防止するための措置については、現状の土地の形状のまま太陽光パネル架台を設置するため、土砂の流出等の災害は発生しません。　農業用用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置については、申請地は給排水を必要としないため、支障を及ぼしません。雨水は敷地内で自然浸透させます。汚水は発生しません。　周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼさないための措置については、申請地の東西には農地がありますが、工作物の高さを３ｍ以下にすることで、日照に支障を及ぼしません。　農地区分については、申請地は周囲を宅地等に囲まれた生産性の低い農地であるため、第２種農地と判断されることから、転用については問題ないと考えられます。　以上です。 |
|  |  |
| 議長 | （宗像　智）　ただいまの説明のとおりであります。受付１番に対する質疑及び意見を求めます。　質疑及び意見ございませんか。 |
|  |  |
|  | 「なし」の声あり |
|  |  |
| 議長 | （宗像　智）　質疑、意見なしと認めます。よって、質疑、意見を終結いたします。受付１番について採決いたします。お諮りいたします。本案について承認することにご異議ございませんか。 |
|  |  |
|  | 「異議なし」の声多数 |
|  |  |
| 議長 | （宗像　智）　異議なし多数と認めます。したがって、本案は承認することに決しました。　次に、受付２番について、関係委員より説明を求めます。 |
|  |  |
| １番 | （矢吹高德）　議長、１番。 |
|  |  |
| 議長 | （宗像　智）　１番、矢吹高德委員。 |
|  |  |
| １番 | （矢吹高德）　受付２番について説明いたします。現地確認、申請地と申請事由までの説明、詳細につきましても、小野勲農地利用最適化推進委員より説明申し上げます。　５条、受付２番、設定人、会田邦市、非設定人、会田育男、会田はづき、申請地、大字小野赤沼作入３番、計畑１筆、４７２㎡。現地確認日、１１月１０日、金曜日、午前９時より、立会人、代理人、行政書士、ネモトケイタ、農業委員会、農業委員、矢吹高德、農地利用最適化推進委員、小野勲、事務局、遠藤主事。　申請地の場所、申請地につきましては、県道４２号線、矢吹小野線の福島交通バス入房内停留所から町内に向かい、約１００ｍの地点の県道脇に隣接しております。　申請事由につきましては、譲受人は二世帯に同居しており、手狭なことから日常生活に支障を生じているため、今回の申請に至りました。　詳細につきましては、小野勲農地利用最適化推進委員より説明申し上げます。　以上でございます。 |
|  |  |
| 議長 | （宗像　智）　１１番、小野勲委員。 |
|  |  |
| １１番 | （小野　勲）　１１番。引き続き、私のほうから受付２番についてご説明いたします。　権利の種類及び権利の設定、移転の別は、使用貸借権の設定です。　土砂利、土砂流出等の災害を防止するための措置については、申請地は除草後に転圧を行い、土砂利の流出を防止します。　次に、農業用排水施設に有する機能に支障を及ぼさないための措置については、雨水は敷地内で自然浸透及び雨水ますを設置し、東側県道既設Ｕ字溝へ排水いたします。生活排水、汚水は合併浄化槽を設置し、同じく東側県道既設Ｕ字溝へ接続し、処理いたします。　周辺農地に係る営農条件に支障を及ぼさないための措置については、申請地西部から北部に農地があるため、日照等に影響を及ぼさないように配置等に留意いたします。　農地区分については、申請地は周辺を宅地等に囲まれた生産性の低い農地であるため、第２種農地と判断されることから、転用については問題ないと考えられます。　また、本申請地は面積３０アａ以下であり、集落接続事業に該当するため、町許可となります。　以上です。 |
|  |  |
| 議長 | （宗像　智）　たただいまの説明のとおりであります。受付２番に対する質疑及び意見を求めます。　質疑及び意見ございませんか。 |
|  |  |
|  | 「なし」の声あり |
|  |  |
| 議長 | （宗像　智）　質疑、意見なしと認めます。よって、質疑、意見を終結いたします。受付２番について採決いたします。お諮りいたします。本案について許可することにご異議ございませんか。 |
|  |  |
|  | 「異議なし」の声多数 |
|  |  |
| 議長 | （宗像　智）　異議なしと認めます。したがって、本案は許可することに決しました。 |
|  | 　次に、議案第９号　旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。　事務局に朗読させます。　事務局。 |
|  |  |
| 事務局長 | （鈴木　稔）　議長。 |
|  |  |
| 議長 | （宗像　智）　鈴木事務局長。 |
|  |  |
| 事務局長 | （鈴木　稔）　事務局長。それでは、議案書の２ページをお開きいただきたいと思います。　議案第９号　旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について。農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法附則（令和４年５月２７日法律第５６号）の規定に基づき、意見決定を求める。　それでは、議案の内容についても併せて私のほうからご説明させていただきたいと思います。　農用地利用集積計画につきましては、本年度４月１日に施行されました改正農業経営基盤強化促進法等によりまして、農地中間管理機構が定めます農用地利用配分計画に統合され、農地中間管理事業の推進に関する法律により、農用地利用集積等促進計画に一本化されたところでございます。　この改正に伴いまして、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の仕組みはなくなりましたが、同法附則第４条に定められた経過措置によりまして、施行日、　　　本年の４月１日から起算しまして２年を経過するまで、又は地域計画が定められ、公布された日の前日までは従来どおり計画の作成　　　　利用した設定を行うことができるとされております。したがいまして、本件議案第９号については、当農業委員会のほうに付議をさせていただくものでございます。　それでは、議案書のほう、受付１番、権利の種類が使用貸借権の設定でございます。申請人、貸付人が、小野町大字菖蒲谷字前田１２０－２、吉田美佐江外９１件であります。借受人が、福島市中町８－２、公益財団法人、福島県農業振興公社理事長、芳見茂であります。土地の表示でございますが、大字浮金字島之越６３番１外９４９筆であります。　お手元に配付をさせていただきますこの別紙内訳書、Ａ３判の中ほどの資料をご覧いただきたいと思います。　こちら別紙内訳書の１－１でございますが、全部でめくってみますと８枚ございます。８枚目の裏手をご覧ください。なお、合計ということで載っておりますが、全部で９２件の方々から農用地の貸付けを農業振興公社が受ける形となるものでございます。田んぼは全部で８０３筆、面積にいたしまして５６万４，３８９．１７㎡、畑が１４７筆、９万２，７８５．５１㎡ということでありまして、こちら、内訳書の合計欄にございますように、合計で９５０筆、面積が６５万７，１７４．６８㎡となるものでございます。貸付人から借受人に対する使用貸借権の設定の期間でございますが、本年の１２月から１０年後の１１月３０日までということで、１０年間の設定期間になるものでございます。新規、再設定の別については、新規の設定ということでございまして、摘要欄にございますように、農地中間管理機構への貸付けとなるものでございます。　続きまして、受付２番、権利の種類、使用貸借権の設定であります。こちらについては、一度９２件分の農用地を農業振興公社が受けたものを、それぞれ中心経営体のほうに貸付けを今度、再度行うという内容でございます。貸付人、福島市中町８－２、公益財団法人、福島県農業振興公社理事長、芳見茂。借受人が、小野町大字浮金字上合内３１、石井幸一。借受けをする土地の表示でございますが、大字浮金字日影９６番１外９５筆でございます。地目が、田んぼが９６筆、面積にいたしまして６万１，５３６．７３㎡となるものでございます。こちらについての詳細でございますが、先ほどご覧いただいたこの別紙内訳書の、今度は１－２をご覧いただきたいと思います。１－２の石井幸一さんが借受けをするとする土地でございますが、１枚目の裏手に小計が入ってございます。こちら議案書の受けの部分と同じでありまして、田んぼ９６筆、面積が６万１，５３６．７３㎡となるものでございます。設定の期間は、先ほどと同様に本年の１２月から１０年後の１１月末までということで、１０年間の設定を行いたいとするものでありまして、新規設定であります。こちらについては、農地中間管理機構からの借入れ、石井幸一さんが借入れを行うものというものでございます。　続きまして、受付３番、同じく使用貸借権の設定であります。こちら、貸付人は、先ほどと同様、福島県農業振興公社理事長、芳見茂であります。借受人につきましては、経営体の一つであります小野町大字浮金字貝屋１１３－２、遠藤正一であります。土地の表示でございますが、大字浮金字貝屋７１番外１３３筆であります。土地の詳細、内訳については、１－２のとおりでございまして、先ほどご覧いただいた１枚目の裏手から３枚目の表上段部分に小計が入ってございます。地目が田１０５筆、面積が５万７，９３１．９１㎡、畑が２９筆、１万５，８７７㎡。合計でございますが、この内訳書の小計欄と同じでありますが、合計で１３４筆、面積が７万３，８０８．９１㎡という内容となっております。設定期間につきましては、こちらも先ほどと同様、本年の１２月から１０年後の１１月末まで新規の設定を行おうとするものであります。農地中間管理機構からの農用地の借入れということになります。　めくっていただきまして、議案書の３ページをお開きいただきたいと思います。　受付４番、権利の種類が使用貸借権の設定、申請人、貸付人が福島市中町８－２、公益財団法人、福島県農業振興公社理事長、芳見茂であります。借受人が、小野町大字小野新町字品ノ木１００－１、株式会社アグリ松月堂、代表取締役、渡邊直茂でございます。土地の表示でございますが、大字浮金字日影８３番３３外２０４筆でございます。こちらの内訳につきましては、別紙の内訳書１－２の３枚目の、３枚目が続いてめくっていただきまして４枚目の裏ですね、４枚目の裏、下から３行のところの小計ということで記載がされておりますけれども、こちらと議案書の計の欄が一致をしているものでございます。田んぼが全部で２０５筆ということでありまして、面積が１５万３，３６８．７㎡であります。設定期間は、本年の１２月から１０年後の１１月末までということで、新規の設定となるものであります。こちらも先ほどと同様、農地中間管理機構からの農用地の借入れということでございます。　続きまして、受付５番でございます。こちらも使用貸借権の設定でありまして、貸付人が先ほどと同様、福島県農業振興公社理事長、芳見茂であります。借受人、こちらも経営体のお一人でありますが、小野町大字浮金字七ツ椀１６０、佐藤正則でございます。土地の表示が、大字浮金字原１６番外２８筆ということでありまして、土地の詳細については、別紙内訳書１－２のとおりでございます。先ほどご説明した続きですね、４枚目の裏から５枚目の表までということで、中段部分に小計が記載されております。田んぼ２９筆、面積が２万１，１９８㎡ということで、設定期間については、１２月から１０年後の１１月末までの１０年間ということであります。こちらも新規の設定となります。農地中間管理機構からの農用地の借入れとなります。　続きまして、受付６番、同じく使用貸借権の設定でありますが、貸付人につきましては、福島県農業振興公社理事長、芳見茂。借受人が、小野町大字浮金字杉内１６８、農事組合法人杉沢ファーム、代表理事、生天目寿男であります。大字浮金字柳沢１００番４外１６０筆でございます。内訳書が、別紙内訳書１－２の５枚目表から６枚目の裏手、中段まで、ちょうど真ん中辺までかかっております。全て田んぼでございますが、全部で１６１筆、面積が１１万１，４６４．０２㎡となるものであります。設定期間は、本年１２月から１０年後の１１月末までということで、新規の設定でございます。こちらも農地中間管理機構からの借入れということでございます。　めくっていただきまして、議案書の今度４ページ、ご覧をいただきたいと思います。　受付番号が７番、権利の種類、使用貸借権の設定であります。申請人が、福島市中町８－２、公益財団法人、福島県農業振興公社理事長、芳見茂。借受人が、小野町大字浮金字石倉６２、橋本浩幸であります。土地の表示でございますが、大字浮金字島之越６３番１外２５５筆であります。内訳については、別紙内訳書１－２に記載のとおりでありますが、６枚目の裏手から９枚目の表上段部７行目まで記載がされております。７行目に小計欄を設けておるところでございます。田んぼが全部で１９４筆、面積が１５万３，１８２．８㎡、畑が６２筆、面積が４万８，５８８．５１㎡でございます。合計２５６筆、２０万１，７７１．３１㎡となるものでございます。設定の期間が、先ほどと同様今年１２月から１０年後の１１月末までということで、新規の設定を行いたいとするものであります。農地中間管理機構からの農用地の借入れとなるものであります。　最後になりますが、受付８番、使用貸借権の設定、貸付人は、先ほどと同様、福島県農業振興公社理事長、芳見茂であります。借受人、小野町大字浮金字楽内７、長谷川健一。土地の表示でございますが、大字浮金字羽柳２０３番２外６８筆でございます。内訳につきましては、別紙内訳書１－２の９枚目の表裏に記載をされているものでございます。田んぼが１３筆、５，３９２．０１㎡、畑が５６筆、２万８，３２０㎡、合計がこちら小計の欄と一致するものでありますが、６９筆、３万３，７１２．０１㎡となるものでございまして、設定期間が本年の１２月から１０年後の１１月末までの１０年間、新規設定でございます。こちらも、農地中間管理機構から農用地を借入れをするというものでございます。　なお、この８件の案件につきましては、浮金第２地区で現在進めております基盤整備事業に係る案件でございます。浮金第２地区につきましては、農業競争力強化農地整備事業によりまして取り組んでいるものでありまして、国・県・町からそれぞれ補助を受けて農地の集積率を７５％以上にすることを目標としておりまして、中心経営体となるノベの担い手の方々、それから１つの農地組合、１つの株式会社、合計でいわゆる７つの担い手への農地集積を農地中間管理機構を介して行うというものでございます。　本計画の内容につきましては、町の基本方針に適合していること、利用権の設定を受けるものが農用地全てを効率的に利用して耕作すること、必要な農作業に常時従事することなど旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えるものでございます。　令和５年１１月２０日提出、小野町農業委員会会長、宗像智。　以上でございます。 |
|  |  |
| 議長 | （宗像　智）　ありがとうございました。　ただいま事務局より朗読、説明がありました。議案９号に対する質疑、意見を求めます。　質疑、意見ございませんか。 |
|  |  |
|  | 「なし」の声あり |
|  |  |
| 議長 | （宗像　智）　質疑、意見なしと認めます。よって、質疑、意見を終結いたします。議案第９号について採決いたします。お諮りいたします。本案について承認することにご異議ございませんか。 |
|  |  |
|  | 「異議なし」の声多数 |
|  |  |
| 議長 | （宗像　智）　異議なしと認めます。したがって、本案は認定することに決しました。　以上で、本臨時会に付された案件は全て終了いたしました。　これをもって、令和５年小野町農業委員会第８回臨時会を閉会いたします。　ご苦労さまでした |
|  | 閉会　　午後　２時　　分 |